

法定充当による弁済が行われた場合、債務者は各債務を承認したことになるか

- 【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷
【裁判年月日】 令和2年12月15日
【事件番号】 令和2年（受）第887号
【事件名】 貸金返還請求事件
【裁判結果】 変更
【参照法令】 改正前民法147条3号
【掲載誌】 裁時1758号1頁、裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25571198

岡山大学専任講師 嶋津 元

事実の概要

1 Aは、長男であるY（被上人・被控訴人・被告）に対し、以下の3回の貸付けを行った（本判決では「本件各貸付け」と呼ばれる。）。いずれの貸付けについても、期限は定められなかった。

(1) 平成16年10月17日に253万5000円（判決文中では、「本件貸付け①」とされ、これに係る債務は「本件債務①」と呼ばれる。以下(2)、(3)についても同じ。）。

(2) 平成17年9月2日、400万円（「本件貸付け②」ないし「本件債務②」）。

(3) 平成18年5月27日に、300万円（「本件貸付け③」ないし「本件債務③」）。

2 平成20年9月3日、YはAに対して、弁済を充当すべき債務を指定することなく、本件各貸付けに対する弁済として、78万7029円を支払った（本判決では「本件弁済」と呼ばれる。）。

3 平成25年1月4日、Aが死亡した。本件貸付けに係る各債権の全ては、三女であるX（上人・控訴人・原告）が相続した。

4 平成30年8月27日、XはYに対して、本件各貸付けに係る各貸金及びこれらに対する平成20年9月4日から支払済みまでの遅延損害金の支払いを求める訴訟を提起した。

5 第一審判決（さいたま地川越支判令1・7・

29LEX/DB25568962）は、本件債務①ないし③はいずれも期限の定めのない債務であるから、先に成立した本件債務①が先に弁済期が到来したこととなること、従って、本件債務①ないし③は本件訴えの時点で10年が経過していることを指摘する。ただし、本件弁済は法定充当によって本件債務①の弁済に充当されたこととなり、それにより本件債務①に対して弁済がなされたことになるから、Yにおいて本件債務①を承認したものとして時効が中断すると判断した¹⁾。そして、本件債務①の残元金174万7971円及びこれに対する遅延損害金の限度でXの請求を認容した。

これに対してXは、弁済充当の範囲と債務承認の範囲とは別であるとして控訴したが、原審（東京高判令2・1・29LEX/DB25568961）は次のように述べて控訴を棄却した。

「Aに対して複数の別個の債務を負う債務者であるYが弁済する際の合理的意思としては、当該弁済により別個の債務全てについてまでその存在を知っている旨表示したとは考え難く、当該弁済が充当されるものについてその旨表示したと認めるのが相当である。」

判決の要旨

最高裁は、次のように述べて本件債務②及び③の時効は中断したと判断し、Xによる本件債務②及び③に係る請求を認め、原判決を変更した。

まず一般論として次のように述べられる。「同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく

各元本債務が存在する場合において、借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく全債務を完済するのに足りない額の弁済をしたときは、当該弁済は、特段の事情のない限り、上記各元本債務の承認（民法 147 条 3 号）として消滅時効を中断する効力を有すると解するのが相当である（大審院昭和 13 年（オ）第 222 号同年 6 月 25 日判決・大審院判決全集 5 輯 14 号 4 頁参照）。なぜなら、上記の場合、借主は、自らが契約当事者となっている数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在することを認識しているのが通常であり、弁済の際にその弁済を充当すべき債務を指定することができるのであって、借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく弁済をすることは、特段の事情のない限り、上記各元本債務の全てについて、その存在を知っている旨を表示するものと解されるからである。」

そして、本件事案に対しては次のような当てはめがなされている。「これを本件についてみると、前記事実関係等によれば、本件弁済がされた当時、A と Y との間には本件各貸付けに係る各債務が存在し、借主である Y は弁済を充当すべき債務を指定することなく本件弁済をしているのであり、本件弁済が本件債務②及び③の承認としての効力を有しないと解すべき特段の事情はうかがわれない。そうすると、本件弁済は、本件債務②及び③の承認として消滅時効を中断する効力を有するといふべきである。したがって、X が本件訴訟を提起した平成 30 年 8 月 27 日の時点では、本件債務②及び③の消滅時効はまだ完成していなかったことになる。」

このようにして最高裁は、第一審が認定したところの本件債務①の残元金 174 万 7971 円に本件債務②及び③を加えたところの 874 万 7971 円及びその遅延損害金の支払いを求める限度で請求を認容する旨に原判決を変更すべきであるとした。

判例の解説

一 問題の所在

金銭消費貸借契約に基づく複数の元本債務が同一当事者間に存在しているときに、債務者が弁済を充当すべき債務の指定をせずに全ての債務を消滅させるに足りない額の給付を行った場合、当該給付は改正前民法 489 条（現 488 条 4 項）に従っ

て弁済に充当される。本判決は、右のような場合において、当該弁済が各元本債務の承認として消滅時効を中断する効力を有すると判断したものである。

ある特定の債務に対して債務者が任意に弁済を行うことは、債務者が当該債務の存在を知っている旨を表示するものと解される。債務者が当該債務の存在を認識していなければ当該債務について弁済を行い得ない以上、債務者が当該債務の存在について知っている旨表出したということは、債務者の主観の点においても、債権者や第三者の客観的視点から見ても、容易に肯定され得ると思われる。しかし、本判決の事案におけるように法定充当によって債務の弁済が行われた場合、債務者がどの債務の存在を承認したことになるのかということは端的には明らかではない。法定充当とは、債務者がどの債務を弁済しようとしたのかという点が不明であるからこそ、どの債務に対して弁済が行われたのかを事後的に裁判所等が評価するという側面を含んでいるからである²⁾。

このような問題に対し、充当される債務を指定せずに債務者が弁済を行ったという事実から、各債務の承認があったことを認定しても良いと判断したのが、本判決も引用するところの大判昭 13・6・25（大審院判決全集 5 輯 14 号 4 頁。以下、「昭和 13 年判決」と呼ぶ。）である。同様の結論に至る本判決は、この昭和 13 年判決の延長線上にあるものとして位置付けられる。もっとも昭和 13 年判決は、二で検討するように、その判断枠組みを明示しておらず、その精緻化が求められていたものである。以下では、本判決の原審の判断と対比させることによって本判決の判断枠組みを検討し（三）、以って本判決の射程ないし先例的意義を明らかにしたい（四）。

二 先例

昭和 13 年判決の事案は、大審院判決全集に収録されている判決文から読みとることのできる事情を整理すると、次のようなものであった。

X（原告・被控訴人・被上告人）は Y（被告・控訴人・上告人）に対して、次の（一）ないし（四）の金銭の貸付けを行っていた。つまり、（一）大正 14 年 4 月 5 日、3150 円、（二）大正 14 年 5 月 19 日、400 円、（三）貸付日不明（但し、大正 15 年 6 月 1 日より前）、3000 円及び（四）大正 15 年 12 月 6

日、2000円である。これらに対してYは、以下の3回に分けて弁済を行っていた。つまり、(イ)大正15年6月1日、2000円、(ロ)昭和3年6月5日、2000円及び(ハ)昭和5年4月15日、1000円であった。このうち(イ)は(三)の借入れに対する弁済であったが、(ロ)及び(ハ)は弁済に充当される債務の指定がなされなかった。

右の(一)ないし(四)の貸付けに係るXの請求に対し、原審は、(ロ)の弁済は当時弁済期の到来していた(三)の残元金及び(四)の元金の内1000円に充当され、(ハ)の弁済は(四)の残元金に充当されると判断し、(一)の元金3150円及び(二)の元金400円の支払い等をYに対して命じた。

Xの上告理由は多岐にわたるが、時効の中断に関する主張は、(一)及び(二)の貸付けに係る元本債務は時効によって消滅しているというものであった。その理由とされているのが、(一)及び(二)の貸付けに係る債務の時効は、(ロ)の弁済によっても中断していないというものである。つまりXは(ロ)の弁済の時点においては2000円以上の債務があると観念し、(ハ)の弁済の時点においては1000円以上の債務があると観念したに過ぎない、従って、(一)及び(二)の債務に関しては何ら充当の効力を生じることではなく、債務そのものに関しては何らの法律的效果をも発生させるものではないというのである。そして、「債務ノ承認ヲ為スニハ債務ノ具体的存在ヲ承認スルコトヲ要スル」のであって、「債務ノ承認ヲ判示スルニハ証拠ニ依リ債務者カ如何ナル債務ヲ承認シタルヤヲ判示セサルヘカラス」と考えられるにもかかわらずこの認定を行わずに時効中断の効力を認めた原審の判断は違法であると主張した。これに対して大審院は次のように述べ、Xの上告を棄却した。

「然レトモ同一当事者間ニ数個ノ消費貸借上ノ元本債務存在スル場合ニ債務者カ単ニ元本債務ノ弁済トシテ全債務ヲ完済スルニ足ラサル額ノ弁済ヲ為シタル事実アルトキハ特別ナル事情ノ見ルヘキモノナキ限り債務者ハ其数個ノ債務ノ存在ヲ承認シ弁済ノ提供ヲ為シタルモノト認定シ得ラレサルニアラサルヲ以テ原審ニ何等所論ノ如キ違法ノ点ナク、論旨ハ理由ナシ」

右のような昭和13年判決は、法定充当が行わ

れた場合において、特段の事情のない限り、当該債務者がその数個の債務の存在を承認して弁済を提供したという認定を行っても良いと判断したものである。債務の承認は証拠によって具体的に逐一認定されなければならないとする上告理由と照らし合わせて考えると、同判決は当該上告理由に応答して、各債務の承認があったことについて事実上の推定を行ったとも考えられる。他方で同判決は、そもそも上告理由の趣旨それ自体を否定し、法定充当の場合において各債務の承認の事実は逐一証拠によって認定することを要しないと判断したと解する余地もある。昭和13年判決はその判断枠組みを明示していない以上、その精緻化は本判決を待たなければならなかった。

三 判旨の論理構造

本判決の位置付けを明確にすべく、判旨の論理構造を見てみよう。本判決は、(1)借主は、自らが契約当事者となっている数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在することを認識しているのが通常であること、(2)借主は弁済の際に充当すべき債務を指定することができることを根拠に、(3)借主が弁済充当をせずに弁済することは、特段の事情のない限り、各元本債務の全てについてその存在を知っている旨を表示するものと解される、と判断している。そして(3)の箇所が、各元本債務について時効中断効が生じることの最終的な根拠とされている。では、本判決は、昭和13年判決の判断枠組みをどのように精緻化したのであろうか。考え方の一つとして、債務者の認識それ自体を問題とするという、主観的なアプローチが考えられる。つまり、当該債務者はどの債務についてその存在を知っている旨を表示する意思を有していたのかを考えるという方法である。本判決の原審は、債務者の合理的意思の解釈を問題としており、結論は異なるものの、右のアプローチを採ったものと考えられる。

では、原審の結論を否定した本判決は、原審と同じアプローチを行いつつ、債務者の合理的意思の解釈について、原審とは異なる判断を行ったということになるのだろうか。確かに、(1)と(3)を見ると、本判決は通常の債務者の認識態様を根拠として債務者の具体的な意思を推認しているようにも見える。しかし、債務者は充当すべき債務を指定することができるという(2)の指摘は、債

務者の合理的意思の解釈という主観的なアプローチに親しまないように思われる。ある行為が可能であったことについて殊更に言及するということは、当該行為が行われなかったことに対する評価を含意するものと考えられるからである。つまり、当該債務者は充当すべき債務を指定することができるという指摘は、充当すべき債務を指定できたにもかかわらずそれを行わなかった債務者の行為に対する評価つまり、当該債務者は各債務の存在を承認したと評価されてもやむを得ないという評価を含意するものと考えられる。このような意味において、本判決は、当該債務者がどの債務を承認したことになるのかを客観的に評価したものであると考えるのが相当である³⁾。

四 本判決の射程

1 「特段の事情」の意義について

本判決の射程を考える上で問題となるのが、判旨の一般論において指摘されているところの「特段の事情」の意義である。この点については、本判決の採用したアプローチをどのように解するかによって、その意味が異なってくるように思われる。つまり、弁済を行った債務者の具体的な意思を債務者の通常の認識態様に照らして推認するというアプローチを採ったものとして本判決を理解する場合、「特段の事情」とは、当該推認を妨げる反証が認められる場合を指すと考えられる。

しかし、充当すべき債務を指定することができるにもかかわらずそれを行わなかった債務者の弁済を当該債務者による各債務の存在を知っている旨の表示として客観的に評価したのとして本判決を理解する場合、判旨における「特段の事情」とは、右の評価を妨げる事情を指すものと解される。本判決は、債務者が充当すべき債務を指定することができるということの根拠として、三で見た(1)の理解を挙げている。従って、債務者が各元本債務の存在を認識しているのが通常であるとはいえない状況がある場合や、債務者が各元本債務の存在を認識しているのが通常であるといえるようなときであっても、何らかの正当な理由によって債務者が充当すべき債務を指定することができなかったような場合には、判旨における「特段の事情」が認められるものと考えられる。

2 民法改正による影響について

本件弁済が行われたのは平成20年9月3日であり、本件弁済によって本件債務①ないし③の承認が行われたと判断する本判決においては、平成29年法律第44号による改正前の民法147条3号及び同489条が適用されることになる。前者については、債務の承認は時効の更新へと改められ、権利の承認があった時から時効は新たにその進行を始めるとされる(152条1項)。しかし、新旧両規定は、債務の承認の時点から新たに時効が進行を始めるという点でいずれも同内容の規定である。後者についても、改正前489条の規範内容はそのまま488条4項へと移行されている。従って、民法改正によって本判決の先例的意義は影響を受けないと考えられる。

●—注

- 1) ただし、特に理由が付されているわけではない。本稿で後に引用する原審の説示は、この第一審判決の判断に対する理由付けとして挿入されたものである。
- 2) 法定充当の意義については、学説上、当事者の具体的な意思にかかわらず客観的に見て適切であるといえる形で債務者による給付を弁済に充当する作業として位置付ける見解がある(我妻榮『新訂 債権総論』(岩波書店、1964年)285頁、潮見佳男『新債権総論Ⅱ』(信山社、2017年)22頁等)。他方で、法定充当の規定は債務者の意思の推測を根拠として立法されているという指摘(平井宜雄『債権総論〔第2版〕』(弘文堂、1996年)183頁。同箇所においては、「当事者双方共ニ弁済ノ充当ヲ為ササリシトキハ法律ハ最モ債務者ノ意思ニ近カルヘキ充当ノ方法ヲ取り以テ其順序ヲ定メタリ」とする梅謙次郎『民法要義卷之三(復刻版)』(有斐閣、1984年)269頁、270頁が参照されている。)もある。
- 3) この点については、債務者の行動に対する客観的、規範的評価という意味において、時効完成後に債務者がそのことを知らずに債務を承認した場合について、当該債務者が時効を援用することは信義則に反し許されないとした最大判昭41・4・20民集20巻4号702頁と通底するものがあると考えられる。もっとも、債務承認行為の解釈についての主観的なアプローチと客観的なアプローチとは、明確に区別できるとは限らない。例えば最判平25・9・13民集67巻6号1356頁は、主債務を単独で相続したことを知りながら保証人が保証債務を弁済した場合につき、当該弁済は主債務の承認を包含すると判断したものである。同最判は、当該保証人の主観を論理的に解釈したと考えられる一方、当該弁済に対して規範的評価を加えたものとも考えられる。